

自衛隊施設の強靱化に向けて

防衛省整備計画局施設計画課施設政策室長 大森重利

1. はじめに

わが国は、戦後、最も厳しく複雑な安全保障環境に直面しており、中国、北朝鮮、ロシアが軍力を増強しつつ軍事活動を活発化中、その最前線に位置している。インド太平洋地域における軍事活動の活発化が地域、ひいては国際社会全体にどのような影響を及ぼすか注視していく必要があり、わが国の安全保障・防衛政策の在り方が、地域と国際社会の平和と安定に直結する。また、ロシアによるウクライナ侵略は、戦闘機・艦艇・戦車などの従来型の兵器のみならず、大規模なミサイル攻撃、無人機等による非対称的な攻撃、そして、情報戦などを組み合わせたものとなっており、このような新しい戦い方に対応できるかどうか、わが国を守る上での大きな課題となっている。

こうした中、令和4年12月16日に国家安全保障戦略、国家防衛戦略および

防衛力整備計画が閣議決定された（図－1、2）。このうち、防衛力整備計画は、おおむね10年後の自衛隊の体制、5か年の経費の総額・主要装備品の整備数量など、防衛力の中長期的な整備計画を示したものであり、令和5年度から令和9年度までの5年間で防衛力を抜本的に強化するための必要な経費は43兆円程度と見積もっている。

このうち、施設整備関連で言えば、陸上自衛隊・海上自衛隊・航空自衛隊がその能力を十分に発揮するための基盤が自衛隊施設であり、これら施設への武力攻撃や大規模自然災害に対する抗たん性の向上等を早急に図っていく必要があることから、これらの施設整備（施設の強靱化）に必要な経費として、5年間で約4兆円を見積もっている。

これは、それまでの施設整備5年分と比較して5倍にもなる大規模なものである。

令和6年度は、防衛力整備計画の2年

目となり、抜本的強化の実現に向けて、着実に取り組んでいく所存であり、本稿では当該事業の背景と具体的取組を紹介していきたい。

2. 自衛隊施設の強靱化の概要

陸上自衛隊・海上自衛隊・航空自衛隊がその能力を十分に発揮するための基盤が自衛隊施設であり、平素においては自衛隊員の安全を確保し、有事においても容易に作戦能力を喪失しない施設へ変容させる必要がある。

そして、継続的な部隊運用に必要な各種弾薬の取得に連動し、火薬庫を整備する必要があるほか、自衛隊の運用にかかる基盤などの分散や、被害を受けた際の復旧および代替などにより、多層的に強靱性を向上させるための各種取組を行うこととしている。

また、建物のほかにも、飛行場、港湾施設、各種ユーティリティが数多く存在

国家安全保障戦略（令和4年12月16日閣議決定）（抄）

Ⅵ 我が国が優先する戦略的なアプローチ

2 戦略的なアプローチとそれを構成する主な方策

(2) 我が国の防衛体制の強化

ア 国家安全保障の最終的な担保である防衛力の抜本的強化

（中略）現有装備品を最大限有効に活用するため、可動率向上や弾薬・燃料の確保、**主要な防衛施設の強靱化**により、防衛力の実効性を一層高めていくことを**最優先課題**として取り組む。

Ⅶ 我が国の安全保障を支えるために強化すべき国内基盤

1 経済財政基盤の強化

我が国の経済が成長できる安全保障環境を確保しつつ、経済成長が我が国の安全保障の更なる改善を促すという**安全保障と経済成長の好循環**を実現する。（略）

国家防衛戦略（令和4年12月16日閣議決定）（抄）

Ⅲ 我が国の防衛の基本方針

1 我が国自身の防衛体制の強化

(1) 我が国の防衛力の抜本的強化

オ （中略）**今後5年間の最優先課題**は、現有装備品を最大限有効に活用するため、可動率向上や弾薬・燃料の確保、**主要な防衛施設の強靱化への投資を加速する**とともに、将来の中核となる能力を強化することである。

Ⅳ 防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力

7 持続性・強靱性

(1) （中略）今後、**おおむね10年後までに**、弾薬及び部品の適正な在庫の確保を維持するとともに、**火薬庫の増設を完了する。**

(2) （中略）**主要司令部等の地下化や構造強化、施設の離隔距離を確保した再配置、集約化等を実施するとともに、隊舎・宿舍の着実な整備や老朽化対策を行う。**（中略）また、気候変動の問題は、将来のエネルギーシフトへの対応を含め、今後、防衛省・自衛隊の運用や各種計画、施設、防衛装備品、さらに我が国を取り巻く安全保障環境により一層の影響をもたらすことは必至であるため、これに伴う各種課題に対応していく。

このため、**2027年度までに、司令部の地下化、主要な基地・駐屯地内の再配置・集約化を進め、各施設の強靱化を図る。**

また、災害の被害想定が基大かつ運用上重要な基地・駐屯地から津波等の**災害に対する施設及びインフラの強靱化を推進する。**

図－1 国家安全保障戦略・国家防衛戦略（抜粋）

施設の強靱化（防衛力整備計画について（令和4年12月16日閣議決定））（抄）

防衛力整備計画について、「国家防衛戦略について」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）に従い、別紙のとおり定める。

II 自衛隊の能力等に関する主要事業	
7 持続性・強靱性	
(4)施設整備	
スタン・オフ・ミサイルをはじめとした各種弾薬の取得に連動して、必要となる火薬庫を整備する。また、火薬庫の確保に当たっては、各自衛隊の効率的な協同運用、米軍の火薬庫の共同使用、弾薬の抗たん性の確保の観点から島嶼部への分散配置を追求、促進する。	
主要な装備品、司令部等を防護し、粘り強く戦う態勢を確保するため、主要司令部等の地下化・構造強化・電磁パルス（EMP）攻撃対策、戦闘機用の分散パッド、アラート格納庫のえん体化、ライフライン多重化等を実施する。あわせて、省人化を図りつつ、基地警備機能を強化する。また、無人アセット等の新たな装備品を効率的に運用可能な施設整備を行う。	
既存施設の更新に際しては、爆発物、核・生物・化学兵器、電磁波、ゲリラ攻撃等に対する防護性能を付与するものとし、施設の機能・重要度に応じた構造強化、離隔距離確保のための再配置、集約化等を実施する。	
大規模災害時等における自衛隊施設の被災による機能低下を防ぐため、被害想定が甚大かつ運用上重要な駐屯地・基地等から、津波等の災害対策等を推進する。今後、気候変動に伴う各種課題へ適応・対応し、的確に任務・役割を果たしていけるよう、駐屯地・基地等の施設及びインフラの強靱化等を進める。	
こうした施設整備は、関係省庁や民間の知見を活用しつつ、5年間で集中して、円滑に執行していく。	
VI 防衛力を支える要素	
3 地域コミュニティとの連携	
(中略)	
地方によっては、自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献し、あるいは、自衛隊による急急輸送が地域医療を支えている場合等が存在することを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配置・運営に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性に配慮する。また、中小企業者に関する国等の契約の方針を踏まえ、効率性にも配慮しつつ、地元中小企業の受注機会の確保を図るなど、地元経済に寄与する各種施策を推進する。	
X 防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化	
1 人的基盤の強化	
(4)生活・勤務環境の改善等	
(中略)	
また、部隊の新編・改編や即応性を確保するために必要な宿舍の着実な整備を進めるほか、隊舎・宿舍の近代化や予防保全を含む計画的な老朽化及び耐震化のための対策を講じる。さらに、生活・勤務用備品の所要数整備や確実な老朽更新、また、日用品等の所要数の確実な確保といった隊員の生活・勤務環境の改善を図る。この際、艦艇のように特殊な環境であっても働きやすい環境となるよう留意する。これらの施策により自衛隊員の士気向上を図る。	

図－2 防衛力整備計画（抜粋）

しており、これらは①大規模自然災害、②武力攻撃・テロ行為等、そして、③老朽化（時間的な脅威）に対し強靱である必要がある（図－3）。詳細は次の通り。

（1）既存施設の更新

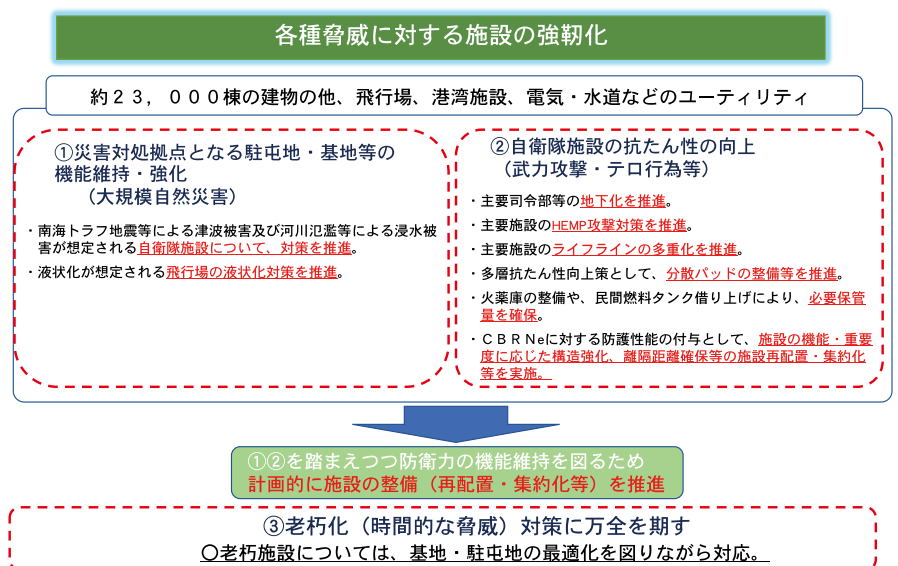
既存施設の更新に際しては、爆発物、核・生物・化学兵器、電磁波、ゲリラ攻撃などに対する防護性能を付与するものとし、施設の機能・重要度に応じ、構造強化や離隔距離確保のための再配置、集約化などを老朽化対策と合わせて実施することで、施設の機能が十分に発揮できるようにする。

（2）自然災害対策

大規模災害時などにおける自衛隊施設の被災による機能低下を防ぐため、被害が想定される駐屯地・基地において、津波などの災害対策を推進することとし、具体的には、受変電設備の高所化や出入り口の止水板の設置などを実施することとしている。今後、気候変動に伴う各種課題へ適応・対応し、的確に任務・役割を果たしていけるよう、駐屯地・基地の施設およびインフラの強靱化などを進めることとしている。

（3）司令部の地下化等

主要な装備品、司令部などを防護し、粘り強く戦う態勢を確保するため、主要司令部などについては、地下化・構造強化、および電力線などにフィルターを設



図－3 自衛隊施設の強靱化について

置するなどの電磁パルス（EMP）攻撃対策などを実施し、戦闘機を分散配置するための分散パッド、アラート格納庫のえん体化、電気や水道などのライフラインの機能を維持するための多重化などを実施することとしている。あわせて、省人化を図りつつ、基地警備機能を強化することとしている。

（4）火薬庫の整備

スタン・オフ・ミサイルをはじめとした各種弾薬の取得に連動して、必要な火薬庫を整備することとしており、火薬庫の確保にあたっては、陸海空自衛隊の効率的な協同運用、米軍の火薬庫の共同

使用、弾薬の抗たん性の確保の観点から島嶼部への分散配置を追求、促進することとしている。

（5）部隊新編や新規装備品導入に必要な施設の整備

現整備計画期間中においても、引き続き、部隊新編や新規装備品導入に必要な施設の整備を行うこととしている。具体的には、陸自における佐賀駐屯地（仮称）新設にかかる施設整備や海自の佐世保（崎辺東地区（仮称））の施設整備、空自におけるF-35（A・B）受入施設整備などを行うこととしている。

3. 全体事業規模

自衛隊施設の強靱化に係る経費（約4兆円）の内訳としては、「既存施設の更新」に約1.7兆円、「自然災害対策」に約0.4兆円、「司令部の地下化等」に約0.2兆円、「火薬庫の整備」に約0.2兆円、「部隊新編・新規装備品の導入等」に約1.4兆円を見込んでいる（図－4）。

年度別に見れば、令和5年度予算において約6,008億円（補正予算含む）、令和6年度予算において約6,313億円を計上している。

4. 「既存施設の更新」について

ここでは、上述の5分野の中でも、予算規模が一番大きい「既存施設の更新」にスポットを当てて紹介していきたい。

（1）マスタープランの作成

全国の陸上自衛隊・海上自衛隊・航空自衛隊の駐屯地・基地等（283地区）において存在する約2万3千棟の建物については、その4割以上が昭和57年以前に建設されており、その耐震性能は旧耐震基準によるものである（図－5）。

施設の老朽化が進行すれば自衛隊の活動に支障を来すのは当然であるにもかかわらず、耐震性能が不十分な施設が多数存在していることから、わが国の防衛力の持続性・強靱性の確保の観点から、これらを抜本的に解消・強化していく必要がある。

それには数多く存在する老朽施設の対

策と施設の機能・重要度に応じた防護性能の付与を集中的にかつ効率的に実施していく必要があるため、令和5年度から3年間で駐屯地・基地等の施設の集約化・再配置を行うための整備計画である「マスタープラン」を作成していくこととしている（図－6）。対象地区を15の業務にまとめて発注し、現在、受注した多くの建設コンサルと連携し、作業を進めている。

（2）ECI方式の導入

調査、設計および工事については、令和6年度から、マスタープランを作成した駐屯地・基地等から順次実施する計画である。なかでも、駐屯地・基地単位の大規模な事業となるものについては、施工予定者が設計に技術協力する「ECI※方式」を活用することとしている。

※アーリーコントラクターインボルブ

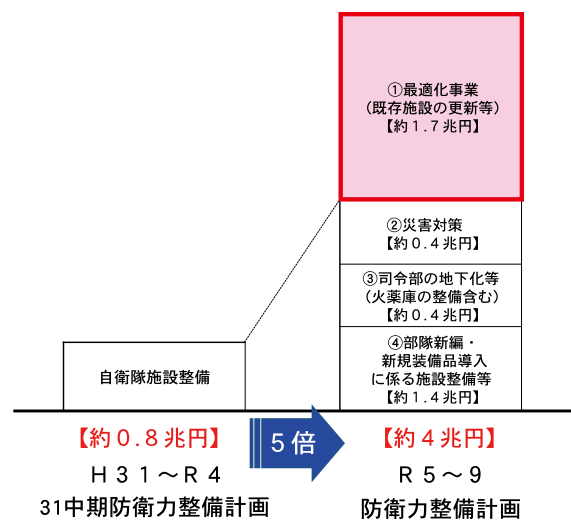
メント：施工者が設計段階に関与する方式

令和6年度においては、札幌駐屯地、千歳基地、仙台駐屯地、八戸航空基地、三沢基地、松島基地、朝霞駐屯地、下総航空基地、百里基地、入間基地、浜松基地、伊丹駐屯地、舞鶴地方総監部、舞鶴航空基地、小松基地、美保基地、築城基地、健軍駐屯地、鹿屋航空基地、新田原基地および那覇基地などの事業について採用し、総合設計業務および技術協力業務の発注を行っているところである。

令和7年度以降も引き続きマスタープランを踏まえ、駐屯地・基地等の再配置・集約化等を進めるため、「ECI方式」を活用した発注を行っていく計画である。

（3）民間事業者との意見交換

防衛省としては、こうした施設整備の事業量の増加に対しても、事業を着実に



図－4 今後の施設整備関連経費

建設年代	建物 23, 254棟		耐震性能	防護性能の付与
旧軍時代 ～S20	589棟	9, 875棟	旧耐震基準	無
S21～S57 (築76年～築40年)	9, 286棟			
S58～H14 (築20年以上)	9, 142棟		新耐震基準	無
H15～H19 (次の5年に20年を迎える)	1, 786棟			有
H20～ (予防保全)	2, 451棟			



図－5 自衛隊施設の現状

- 20,000棟以上にのぼる自衛隊施設の集約・建替等に向けて、駐屯地・基地等の全体（283地区）を対象に「マスタープラン」作成に係る基本方針策定業務（全1件）及びマスタープラン作成業務（全15件）を契約締結し、作成作業に着手

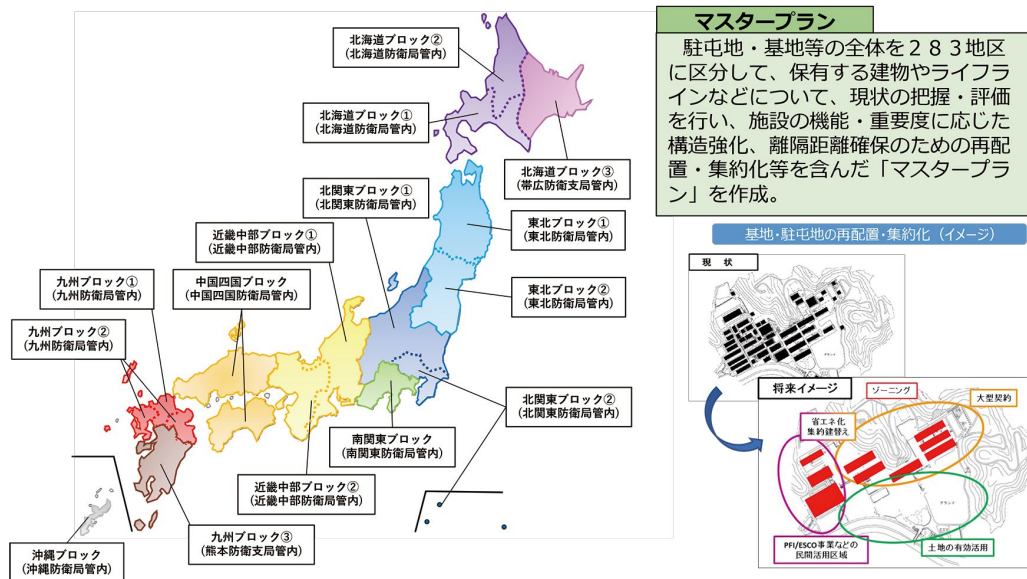


図-6 マスタープラン

実施し、自衛隊施設の強靱化を進めて行くためには、担い手不足や時間外労働時間の上限規制など、建設業界をとりまくさまざまな事情に配慮していく必要があると考えていることから、入札制度の見直しや今後のマスタープランに基づく事業の進め方等について、これまでに多くの民間事業者を対象に説明会を開き、意見交換を行ってきた。

令和5年度における活動の概要は防衛省ホームページ（<https://www.mod.go.jp/j/budget/release/index.html>）に掲載しているのでご参照頂きたい。

令和6年度も引き続き、多くの民間事業者に参加していただくため、各地方において説明会を開催していく方針である。

（4）制度面の改正

上述の意見交換などを踏まえ、防衛省では、制度面にかかるさまざまな改正を行っている。

①JV構成員数の制限の緩和

共同企業体（JV）の構成員数は、これまで2ないし3社であったところ、共同企業体に関する制度を踏まえつつ、地元企業を含む数多くの企業（最大10社）が参加できる共同企業体を組成できるよう、構成員数の制限を緩和。

②技術者の要件緩和

これまで、配置予定技術者に求める施工経験については、施工規模を求めているが、受注企業が技術者を適切に支援することを前提に、規模の要件を廃止。

③官民協力による新たな品質確保体制の構築

民間事業者の技術を活用し、品質証明を行うことにより、受注者および発注者の事務量を削減。

④地元企業の活用

競争参加条件に県内下請業者への一定程度の下請け発注率を課すことや、評価基準に地元企業を含めた共同企業体の組成および地元企業に対する下請け発注率に応じた加点を実施。

⑤施工実績（経験）に関する要件緩和

地元企業や専門工事業者の参入を促進するため、元請け受注ではなく、総合発注工事において一次下請けで参加した場合にも、同種工事の施工実績（経験）とするよう、要件を緩和。

⑥地元企業の協力企業として参画する機会を増大する取組

いわゆる相指名業者（同一入札に参加した他の企業）が協力企業として参加できることについて発信などを行い、より多くの地元企業に参画していただけるよう制度設計を行っている。

これらの制度の見直しについても、防衛省のホームページ（<https://www.mod.go.jp/j/budget/seido/oshirase/index.html>）に掲載しているのでご参照いただきたい。

5. おわりに

自衛隊施設の強靱化は、既存施設の更新をはじめ、大規模自然災害、武力攻撃・テロ行為等の脅威に対し強靱化を図るため、多種多様な施設整備を行う極めて大規模な事業となる。

同時に、自衛隊には平素から防衛警備、教育訓練、警戒監視の任務があるため、施設整備にあたっては、駐屯地・基地の運用機能を一日たりとも止めないよう、代替機能を確保しながら時間軸を考慮し、段階的に整備する必要がある。

このように、難易度の高い事業となることから、円滑な施工体制を確保するために発注ロットを工夫するほか、さまざまな発注方式の活用や新たな契約方式の導入検討などを行ってきた。

防衛力整備計画で、自衛隊の施設整備に関して「民間の知見を活用しつつ、円滑に執行していく」とあるように、まさに民間事業者の皆様がこれまで蓄積してきた経験等を活用し官民連携して事業を進めることが不可欠であると考えており、本事業への積極的な参画を強く期待している。